

川島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要

1 子ども・子育て支援新制度における確認制度について

新制度では、市町村は「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めたうえで給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

「確認」を受ける施設・事業者の要件

- ①児童福祉法に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- ②市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。
※既存の幼稚園、保育所、認定こども園は、別段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける確認があつたものとみなされる（「みなし確認」）。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、国の定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定めることとなっています。

○従うべき基準

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員
- ・施設や事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保、秘密保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの（差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報保護等）

○参酌すべき基準

- ・上記以外の事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準

項目	国の一基準内容	区分	川島町の基準
利用開始に伴う基準	<p>○施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行ったうえで、同意を得ることを求めることする。</p> <p>説明項目: ①運営規定の概要（施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担（実費徴収・上乗せ徴収を含む）等） ②苦情処理体制 ③事故発生時の対応など施設・事業の選択に資すると認められる事項</p> <p>説明方法: パンフレット、説明書などの文書の交付（保護者の申し出に応じ電子ファイルの交付によることも可）とともに丁寧に説明</p>	従るべき基準	国の基準のとおり
		参酌すべき基準	
	<p>○利用の申し込みを受けたときは、 ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申し込みがあった場合（要：選者） ③その他特別な事情がある場合 等の正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>○利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、町によるあつせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。</p> <p>○町又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。</p>	従るべき基準	国の基準のとおり
	<p>○定員を上回る利用の申し込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととする。</p> <p>○教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示したうえで、行うこととする。</p> <p>○特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。</p> <p>○保育認定を受けた子どもの場合は、町が利用調整を行う。</p>	従るべき基準	
	<p>○受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。</p> <p>○支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助することとする。（申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能）</p> <p>※教育標準時間認定の申請については、利用施設の内定後に、認定こども園・幼稚園を通じて簡素に手続きを行うことを可能とする。</p>	参酌すべき基準	国の基準のとおり
教育・保育の提供に伴う基準	<p>○幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる）、子どもの心身の状況を踏まえ適切に教育・保育を提供しなくてはならないこととする。</p> <p>○地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないこととする。</p>	従るべき基準	国の基準のとおり

項目	国の基準内容	区分	川島町の基準
子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	<p>○現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることがある。</p> <p>①利用児童の平等取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 <p>②虐待等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <p>③懲戒に係る権限の濫用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるとときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 	従るべき基準	国の基準のとおり
連携施設との連携(地域型保育事業のみ)	<p>○地域型保育事業を行う事業者に対し、保育内容に関する支援や、卒園後の受け皿の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にすることを求めることがある。</p> <p>○保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合や、卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることがある(それ以外の場合であっても、明示することは可能)。</p> <p>○教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、町の調整に協力するよう努めることとする。</p>	従るべき基準	国の基準のとおり
利用者負担の徵収(実費徵収、上乗せ徵収を含む)	<p>○施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとすることを求め、そのうえでそれ以外に実費徵収以外の上乗せ徵収をすることができる旨を定めることを基本とする。</p> <p>○実費徵収、実費以外の上乗せ徵収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。</p>	従るべき基準	国の基準のとおり
利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	○給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育を受けていたり、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することとする。	参照すべき基準	国の基準のとおり
特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)	○施設・事業者が、特別利用保育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	従るべき基準	国の基準のとおり
施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要な項目を定めた運営規程の策定、提示	<p>○施設・事業者は、運営規程において定める事項として、以下のような事項について定めることを求めることがある。</p> <p>①施設・事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)</p> <p>※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間等を含む。</p> <p>※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。</p> <p>⑤利用料等に関する事項(実費徵収・上乗せ徵収の有無・理由・その額を含む)</p> <p>⑥利用定員</p> <p>※認証制度上の定員設定と同じ区分で定める。</p> <p>⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪他の施設・事業の運営に関する重要事項</p>	参照すべき基準	国の基準のとおり

項目	国の基準内容	区分	川島町の基準
秘密保持、個人情報保護	<p>○施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。</p> <p>○現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。</p> <p>○地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。</p>	従うべき基準	国の基準のとおり
管理・運営等に関する事項	<p>【事故発生（再発）防止】</p> <p>○事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じることとする。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>【事故発生時の対応】</p> <p>○事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じることとする。</p> <p>①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。</p> <p>②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。</p> <p>③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p> <p>○そのうえで、施設・事業による対応のみならず、行政は、</p> <p>①特に重大な事故に係る情報の集約、公表</p> <p>②今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック（周知）</p> <p>③事故再発防止のための支援や指導監督に取り組む</p>	従うべき基準	国の基準のとおり
	<p>○自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設・地域型保育事業者に対して求める方向とする。</p> <p>○そのうえで、施設・事業の種類に関わらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努めることとする。</p>	参酌すべき基準	
	<p>○入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。</p> <p>○また、苦情に関連して確認主体である町が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることがある。</p>	参酌すべき基準	
	<p>○公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。</p> <p>○そのうえで、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。</p>	参酌すべき基準	国の基準のとおり
	<p>①勤務体制の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求るとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることがある。 <p>②誇大広告の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。 	参酌すべき基準	
撤退時における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	<p>○施設・事業の撤退時における町又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。</p> <p>○また、上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p>		